

令和7年10月3日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに
「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の
一部改正について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

本件は、予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正がなされ、本年10月1日より施行することを通知するものです。

主な改正の概要は、別添に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種の方法について、使用するワクチンや用法等の規定の変更です。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)